

緊急雇用助成金について

新規に労働者を雇用した事業主に対し緊急雇用助成金を交付します。

交付対象／仙北市内に事業所を有する、社会保険・雇用保険加入事業所または新規雇用の前6カ月間に、事業主都合による離職者がいないこと等、一定要件を満たす事業主。

対象労働者／助成金の交付の対象となる労働者は、仙北市在住者、1年以上の雇用契約がある正規社員（パートは除く）、失業状態にある求職者でハローワークを通して採用された者で満60歳未満等、一定の要件を満たす者に対して交付します。

※平成23年1月から平成23年12月末まで採用された方に限ります。

※申請は原則として採用から4カ月以内となります。

助成金の額／新たに雇用される対象労働者一人につき1回限り15万円（新卒者を雇用した場合は30万円／人）。

仙北市雇用創造推進協議会セミナー受講者を雇用した場合一人につき20万円（重複受給はできない）

※新卒者とは、高校、大学、短大、専門学校等を卒業して1年以内の者を言います。

※認定には、要件等がありますので事前にお問い合わせください。

緊急雇用維持支援事業費補助金について

国の雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金を利用して、休業を実施した事業主に対し休業手当相当額の一部を補助します。

補助対象者／仙北市内に事業所を有し、雇用する労働者を一時的に休業等させ（解雇等がない場合）、国の雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金支給決定を受けた者等、一定の要件を満たす事業主。

補助金の額等／国の中小企業緊急雇用安定助成金の事業主休業補償支払総額により一定額を補助します。なお、教育訓練および出向に係る経費を除きます。

※国の助成金制度の助成金の助成率が3分の2および5分の4の場合は、その交付決定額の8分の1以内の額

※国の助成金制度の助成金の助成率が4分の3および10分の9の場合は、その交付決定額の18分の1以内の額

事業対象期間／国の雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金の交付決定を受け、かつ、平成24年3月31日までに市へ補助金申請のあった者を対象とします。（国の中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定日から原則として30日以内に申請してください）

※認定には、要件等がありますので事前にお問い合わせください。

仙北市緊急雇用・就業対策

雇用対策事業費補助金について

市内に住所を有する離職者や求職者および学卒未就職者等が、就職に役立てるための資格取得研修経費等の一部を助成します。

交付対象／仙北市内に住所を有する離職者や求職者、学卒未就職者を対象とします。

※国または県より助成金等の交付を受けられる場合は対象となりません。

対象経費／

- （1）受講料・教材費等必要と認められる経費（宿泊費・交通費は除く）
- （2）自動車運転免許取得経費のうち、第1種普通免許取得費は除きます

補助金の額／補助額は対象経費の3分の1以内、限度額3万円以内とし、年度内1人2回まで交付が受けられます

※補助金を受けるには事前に申請が必要ですので、お問い合わせください。

勤労者対策事業費補助金について

市内に住所を有する中小企業者等が行う従業員技術修得および資格取得研修経費の一部を助成します。

交付対象／仙北市内に事業所を有し、従業員5人以上を常時雇用している中小企業者等で、商工会会員等、一定の要件を満たす事業主。

※中小企業者等…市内で商業または工業・建設業、サービス業を営んでいる者

対象経費／

- （1）従業員を派遣して行う場合

※受講料・教材費等必要と認められる経費（宿泊費・旅費は除く）

- （2）他の研修施設で講習等を受ける場合

※講師派遣料・講師宿泊費および旅費・教材費等、必要と認められる経費

補助金の額／

- （1）従業員を派遣して行う場合、補助額は対象経費の3分の1以内、一企業当たり30万円以内、一人当たり3万円以内、受講人数は10人を限度

- （2）企業内で行う場合は、一企業当たり20万円、一人当たり2万円以内で、受講人数は、10人を限度

※実施前に申請が必要ですので、実施を希望される場合は、お問い合わせください。

問合せ／仙北市商工課 緊急雇用対策室

☎ 43-3351 FAX 54-4102

〒014-0318 角館町中町 36